

# じんけん

啓発紙 2025年

通巻 85号

## 令和7年度 第1回人権講演会 「ファクトチェックとリテラシー

～フェイクとヘイトに飲み込まれないために～

講師 古田大輔 氏（日本ファクトチェックセンター編集長）



古田大輔 氏

（7/16～8/5アーカイブ配信）

第2回人権講演会は  
令和8年1月を予定しています。  
（アーカイブ配信）



日本ファクトチェックセンターが国際大学グロコムと協力して実施した日本の偽・誤情報についての調査から、偽・誤情報を拡散させている多くの人が善意や正義感からそうした行為に及んでいることがわかった。人にはバイアス（偏り、先入観）があるために、自分自身の経験などに基づいて無意識のうちに非合理的な考えをしてしまうことがある。

現代は情報洪水の中で、アルゴリズムが自動で情報を取捨選択し、個々人に最適化される。しかし、アルゴリズムがフィルター（膜）になって、利用者が好きそうなコンテンツばかりのバブル（泡）の中にある「フィルターバブル」と呼ばれる状況が生まれている。また、自分と似たような意見を持つ人だけが集まり、狭い部屋で自分と似たような意見ばかりが反響する「エコーチェンバー」と呼ばれる状況になる。

そのような状況下で重要なのは、「クリティカルシンキング」と「ファクトチェック」である。「クリティカルシンキング」は直訳すれば「批判的思考」だが、本質的には「吟味する思考」という意味合いがある。「ファクトチェック」は、「事実の検証」である。例えば、「雲が出ている」、「雨が降りそうだ」、「傘を持とう」という事柄の中で事実の検証が可能なのは「雲が出ている」だけである。「雨が降りそうだ」は推測、「傘を持とう」は判断・行動である。偽・誤情報に対処するためには情報の検索等に関するスキルを高めるとともに、「ファクトチェック」により、特定の部分の事実を検証し、「クリティカルシンキング」により、意見の妥当性や状況全体を総合的に考えることが求められる。

## も く じ

- P2 ふじのくに人権宣言 / 静岡県人権啓発センターの紹介
- P3 人権啓発センターライブラリーからのご案内 ～新着DVD・書籍の紹介～
- P4 静岡県人権啓発センター令和7年度事業計画

## 「ふじのくに人権宣言」を知っていますか

静岡県人権会議は、平成 16 年(2004 年) 12 月に開催された「ふじのくに人権フェスティバル」の中で、「ふじのくに人権宣言」を発表しました。この宣言は、人権が尊重される社会の実現にむけ、具体的な取組を掲げています。

価値観が多様化している今だからこそ「ふじのくに人権宣言」を確認し、身近なところから取組を実践してみませんか。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

この世界人権宣言第 1 条は、人類社会の至高の理想と私たちがいかに生きていくべきかを示しています。

その実現に向けて、人権問題の多くに内存する差別意識を解消するとともに、お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきます。

そのために、私たちは毎日の生活の中で、次のことを実践します。

- 1 自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。
- 2 日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。
- 3 家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。
- 4 個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。

## 静岡県人権啓発センターの紹介

静岡県人権啓発センターでは、日常生活の中で県民一人ひとりに人権尊重の意識が定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現に向け、県民に広く開かれた人権啓発の拠点として、次のような取組を行っています。お気軽にお問合せください。

○人権を考えます	講演会、セミナー、人権啓発イベントの開催
○人権を広めます	・啓発紙「じんけん」の発行、啓発冊子「だれもが幸せに」の作成 ・インターネット等による広報・啓発
○研修や学習を支援します	・出前人権講座（講師派遣） ※講師料や交通費は不要です。 ・ビデオ、DVD、書籍の貸出・閲覧 ※郵送等による貸出は、返却時のみ利用者負担となります。
○リーダーを養成します	人権啓発指導者養成講座の開催
○相談に応じます	電話相談・面接相談 月～金（年末年始・祝休日を除く） 午前 9：00 ～午後 4：30 ※面接相談は <b>予約が必要</b> です。あらかじめご連絡ください。 TEL 054-221-3330

## 人権啓発センターライブラリーからのご案内

### ★ 新着DVD

名 称	内 容
アンガーマネジメント ～上手な怒りとの付き合い方～ (23分)	「怒り」との付き合い方を身に付けることで、職場のコミュニケーションの改善を目指す。
アサーション ～上手な気持ちの伝え方～ (25分)	相手を傷つけずに伝えるアサーティブなコミュニケーションについて事例をまじえて学ぶ。
アンコンシャス・バイアスをなくそう 無意識の偏見のない誰もが安心して働ける職場をめざして (33分)	アンコンシャス・バイアスが職場に与える影響や、その弊害を取り除くための方法を学ぶ。
アニメ 多様性の芽をはぐくむ ③障害 (16分)	障害はひとつの個性であり、お互いに対等な関係を構築していくことの大切さを学ぶ。
企業に求められるカスタマーハラスメント対策 (34分)	カスハラとは何か、現場でどのように対応するべきかを事例ドラマを通して学ぶ。
みんなの情報モラルⅦ メッセージに仕組まれた罠 (43分)	偽のメッセージや甘い誘い、巧妙な罠等の事例から被害者・加害者にならないための心構えを学ぶ。

### ★ 新着書籍

#### <人権全般>

- ・あなたにもある無意識の偏見 アンコンシャスバイアス
- ・日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション

#### <ジェンダー>

- ・差別は思いやりでは解決しない ・ジェンダー目線の広告観察
- ・マンガでわかるLGBTQ+ ・トランスジェンダー入門
- ・「ふつう」に心がざわつく子どもたち LGBTQ+の子どもも含めたみんなが安心のクラスづくり

#### <こども>

- ・きみがきみらしく生きるための子どもの権利 ・こども六法 第2版 ・いつかきっと
- ・学校へ行けない僕と9人の先生 ・マンガでわかる！学校に行かない子どもが見ている世界

#### <高齢者>

- ・利用者・家族の心をひらく「聴き方」「声かけ」のコツ
- ・介護現場でセクハラ・パワハラを起こさない！～事例に学ぶ今日からできるハラスメント予防

#### <外国人>

- ・国籍と遺書、兄への手紙：ルーツを巡る旅の先に

#### <企業・CSR>

- ・「ハラスメント」の解剖図鑑 ・カスタマー・ハラスメント対応術 お客様は神様じゃない

※このほか、DVD、書籍等多数揃えています。

### ★貸出に際しての留意事項

貸出申請	所定の様式
貸出数	書籍…1回につき5冊以内 DVD・ビデオ…1回につき3本以内
貸出期間	15日以内
受付時間	月曜日～金曜日 午前9:00～午後4:30 祝日、年末年始(12/29～1/3)は除きます。
	※御希望の資料が貸出中の場合もありますので、事前にお問い合わせください。TEL054-221-3330
	※ライブラリー閲覧スペースにて、視聴も可能です。
	※郵送等による貸出は、 <b>返却時の送料のみ利用者負担</b> となります。

# 静岡県人権啓発センター 令和7年度事業計画

月	内 容	※詳細はホームページ等で御確認ください。
-	〈人権啓発センターの事業〉	〈人権関係カレンダー〉
4月		2日 ・世界自閉症啓発デー 2～8日 ・発達障害啓発週間
5月		3日 ・憲法記念日 5～11日 ・児童福祉週間 12日 ・民生委員・児童委員の日
6月		6月 ・男女雇用機会均等月間 1日 ・人権擁護委員の日 22日 ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 23～29日 ・男女共同参画週間
7月	16日～8月5日：第1回人権講演会（アーカイブ配信）	7月 ・「社会を明るくする運動」強調月間 1日 ・更生保護の日
8月	1日：子どもと大人の温かい絆づくりセミナー （静岡市内） 8日～28日：人権啓発指導者養成講座（全9講座）（アーカイブ配信） 23日：パラスポーツ体験（「フェスタシズウエル 2025」内で開催）	
9月		9月 ・障害者雇用支援月間 10～16日 ・自殺予防週間 15～21日 ・老人週間（15日は老人の日） 21日 ・国際平和デー
10月	15日～11月4日：子どもと大人の温かい絆づくりセミナー （アーカイブ配信）	10月 ・高齢者雇用促進月間
11月		11月 ・児童虐待防止推進月間 ・子ども・若者育成支援 強調月間 ・過労死等防止啓発月間 12～25日 ・女性に対する暴力を なくす運動 25～12/1日 ・犯罪被害者週間
12月	人権週間を中心に インターネット広告、ポスター等による啓発広報 9日：ふじのくに人権フェスティバル （伊豆の国市内・静岡県人権啓発ネットワーク協議会主催）	1日 ・世界エイズデー 3～9日 ・障害者週間 4～10日 ・人権週間 10日 ・人権デー
1月		
2月		
3月		3月 ・自殺対策強化月間 3～9日 ・愛の援聴週間
〔日程調整中〕 第2回人権講演会、企業と人権セミナー		

※アーカイブ配信は、事前収録した講座の動画を期間限定で「YouTube」に公開します。

年間を通じた  
取組

☆啓発誌「じんけん」Web掲載（3回） ☆ホームページによる情報提供  
☆講師派遣（出前人権講座） ☆ビデオ・DVD・図書等の貸出し・閲覧  
☆「だれもが幸せに」、「人権リーフレット」等の資料提供 ☆人権相談

令和7年8月発行

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

メール jinken@ace.ocn.ne.jp

ホームページはこちら▶

静岡県人権啓発

検索

